

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産等を取得した場合等の所有権の移転登記等に係る登録免許税の軽減措置の延長		
税 目	登録免許税		
要 望 の 内 容	<p>特定目的会社・投資法人等が、資産流動化計画に基づき特定不動産等を取得した場合の移転登記に対する登録免許税の軽減措置を延長すること。</p>		
	減収見込額 （平年度）	— (▲3,354 百万円)	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 不動産証券化市場の活性化を促し、我が国金融・資本市場の競争力の強化を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定目的会社・投資法人等は、その利益のほとんどすべてを投資家に分配することを前提としており、特定目的会社・投資法人等に課せられる登録免許税については、そのほとんどが投資家に転嫁されることになる。 このため、特定目的会社・投資法人等に課せられる登録免許税については、一般の事業会社と異なる軽減措置の設けることが合理的である。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 特定目的会社・投資法人等は、これまで多くの不動産の証券化に活用されてきたところであるが、今般の経済情勢の影響を受け、我が国不動産証券化市場においては、資金調達の悪化により証券化の実績が激減している現状下にある。 不動産の証券化コストの軽減に資する当該措置は、市場の早期回復を促す観点からも延長することが必要である。</p>		

今回の要望に関連する事項	政策評価体系における位置付け	Ⅲ－１－（１）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計
	政策の達成目標	不動産証券化市場の活性化を促し、我が国金融・資本市場の競争力の強化を図ること。
	租税特別措置の適用又は延長期間	適用期限の２年間延長を要望（平成２４年３月３１日まで）。
	同上の期間中の達成目標	（政策の達成目標と同じ）
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	特定目的会社等による不動産取得に係る不動産取得税の軽減措置（地方税法附則第１１条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	平成２０年度の不動産証券化の実績は、約３．１兆円となり、平成１９年度の約８．９兆円から大幅に減少した。
	租税特別措置の適用実績	特定目的会社等が取得した不動産の実績 H18年度 1.3兆円 H19年度 2.4兆円 H20年度 1.0兆円
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	当該措置により不動産の取得コストが軽減され、不動産証券化の環境が整備されている。
	前回要望時の達成目標	不動産証券化市場の活性化を促し、我が国金融・資本市場の競争力の強化を図ること。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	資金調達環境の悪化により、不動産の証券化が急減したため。

これまでの
要望経緯

平成13年度要望（新設）
平成16年度要望（延長）
平成18年度要望（延長）
平成20年度要望（延長）